

長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成22年3月18日

長野県知事 村井 仁

**長野県条例第19号**

長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

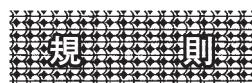
長野県地方警察職員定数条例（昭和29年長野県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条中「250人」を「251人」に、「979人」を「982人」に、「1,012人」を「1,014人」に、「1,042人」を「1,044人」に、「3,851人」を「3,859人」に改める。

**附 則**

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

警務課



長野県組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成22年3月18日

長野県知事 村井 仁

**長野県規則第6号**

長野県組織規則の一部を改正する規則

長野県組織規則（昭和44年長野県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第28条第7号中「及び中小企業調停審議会」を削る。

第81条の3第2項中第9号を削り、第10号を第9号とする。

第81条の7第2項中第7号を削り、第8号を第7号とする。

第88条、第95条第2項及び第106条中「東筑摩郡波田町」を「松本市」に改める。

別表第7の長野県松本児童相談所の項中

「東筑摩郡波田町」を「松本市」に改める。

別表第32の2の保健所運営協議会の項及び長野県中小企業調停審議会の項を削る。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第88条、第95条第2項及び第106条の改正規定並びに別表第7の改正規定は、平成22年3月31日から施行する。

(事務処理規則の一部改正)

2 事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第9の5の(1)を削り、同(2)を同(1)とし、同(3)から(10)までを同(2)から(9)までとする。

行政改革課

長野県立総合リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成22年3月18日

長野県知事 村井 仁

**長野県規則第7号**

長野県立総合リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則

長野県立総合リハビリテーションセンター管理規則（昭和49年長野県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第16条中「医科診療報酬点数表」の次に「(次条において「医科点数表」という。)」を加える。

第17条の表の死体処置料の項を次のように改める。

死体処置料	1体について 医科点数表に準じて算定して得た額の2分の1に相当する額
-------	------------------------------------

**附 則**

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

障害福祉課

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成22年3月18日

長野県知事 村井 仁

**長野県規則第8号**

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

屋外広告物条例施行規則（平成6年長野県規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表第2の一般国道158号の項を削る。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、平成22年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に表示し、又は設置された屋外広告物条例（平成5年長野県条例第23号）第2条第1項に規定する広告物等に係るこの規則による改正後の屋外広告物条例施行規則第4条第2項に規定する地域については、同規則別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

建築指導課

長野県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成22年3月18日

長野県議会議長 寺島義幸

**長野県議会規則第1号**

長野県議会会議規則の一部を改正する規則

長野県議会会議規則（昭和35年長野県議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第134条中「速記法」の次に「その他議長が適当と認める方法」を加える。

**附 則**

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

議事課